

豊総職第 561 号
令和 6 年(2024 年)10 月 3 日

豊中市職員労働組合
執行委員長 林辻 照美 様

豊中市長 長 内 繁 樹



給与制度等に関する事項について(申入れ)

日頃より市政の運営にご協力をいただき感謝いたします。

職員の勤務労働条件につきましては、これまでも「労使協議」を基本に対応してきましたが、今回につきましても下記事項の協議を申し入れるとともに、早期の解決に向けてご理解とご協力を要請いたします。

記

1. 給与制度等の見直しについて(令和 6 年人事院勧告によるもの)
2. 児童相談所設置にかかる職員の勤務労働条件について
3. 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

以上

1. 給与制度等の見直しについて（令和6年人事院勧告によるもの）

令和6年4月実施

① 給料表の引上げ

若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までに重点を置いて、すべての職員を対象に給料表を引上げ改定。改定率は平均3.0%。

（初任給を22,000円（大卒）、23,800円（短大卒）、25,600円（高卒）引上げ）

② 期末・勤勉手当の引上げ

	R5	R6	備考
常勤職員・任期付職員 会計年度任用職員	4.5 月分	4.6 月分	支給月数の引上げ分は 期末手当および勤勉手当に均等に配分
再任用職員 （暫定・定年前）	2.35 月分	2.40 月分	
特定任期付職員	3.40 月分	3.45 月分	

【改定の実施時期】 令和6年4月1日（②については、条例の公布日）

【スケジュール】 令和6年12月議会へ上程予定

令和7年4月実施

① 俸給の最低水準の引上げ

初号近辺の号俸をカットし、各等級の初号の額を上げるもの。

（例：行政職給料表（一）4等級から2等級）

② 職責重視の俸給体系への見直し

各等級の初号の額を引き上げつつ職務の等級間の水準の重なりを解消し、昇格時の俸給上昇幅を拡大するもの。（例：行政職給料表（一）1等級）

併せて、次長級職員へ国公8級の給料表を適用させることとする。

③ 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を上げるもの。2年間で段階的に実施。

	手当額		
	R6（現行）	R7	R8
配偶者	6,500 円	3,000 円	0 円
子（0～14 歳）	10,000 円	11,500 円	13,000 円
子（15 歳～22 歳）	15,000 円	16,500 円	18,000 円
父母等 ＊変更なし	6,500 円	6,500 円	6,500 円

④ 管理職特別勤務手当の支給対象拡大

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するもの。

（現行）：午前 0 時～午前 5 時

（案）：午後 10 時～午前 5 時

⑤ 通勤手当の引上げ

通勤手当のひと月あたりの支給限度額を引き上げるもの。

(現行): 55,000 円

(案): 150,000 円

⑥ 特定任期付職員のボーナス拡充

特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給するもの。

		期末手当	勤勉手当	合計	
R6	6 月	1.7 月分	—	1.7 月分	3.45 月分
	12 月	1.75 月分	—	1.75 月分	
R7	6 月	0.95 月分	0.775 月分	1.725 月分	3.45 月分
	12 月	0.95 月分	0.775 月分	1.725 月分	

⑦ 部分休業および子育て部分休暇の取得パターンの多様化

(現行): 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないこと

(案): 1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務しないこと(2 時間以上、1 日単位も可)を追加

※職員はいずれかのパターンを選択して取得可能

⑧ 看護休暇の取得要件の対象拡大

(現行): 職員の子が負傷もしくは疾病にかかった場合又は疾病の予防を図るために必要な場合

(感染症に伴う学級閉鎖を含む)

(案): 子の行事参加(入園・入学式、卒園・卒業式)を追加

⑨ 超過勤務の免除対象となる子の範囲の拡大

(現行): 3 歳未満

(案): 小学校就学前までに拡大

【改定の実施時期】 令和 7 年 4 月 1 日

【スケジュール】 令和 7 年 3 月議会へ上程予定

2. 児童相談所設置にかかる職員の勤務労働条件について

① 特殊勤務手当の新設

児童相談所及び一時保護施設に勤務する職員のうち、市規則で定める職員が児童相談業務に従事した際に特殊勤務手当を支給するもの。

(案): 1 日につき 1,000 円

② 宿日直手当の額の改正

児童相談所に勤務する職員が宿直勤務に従事した際に支給される宿日直手当額を改正するもの。

(現行): 5,100 円

(案): 6,000 円

③ 職員の勤務時間

児童相談所及び一時保護施設に勤務する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間について下記案のとおりとするもの。

【児童相談所】

職種	勤務時間	
[常勤職員] 児童福祉司 児童心理司	(通常)	8:45～17:15
	(土日祝)	11:00～19:30
	(遅出)	13:00～21:30
	(宿直)	8:45～22:00、翌 6:00～9:15 (22 時～6 時は宿直体制)
[会計年度任用職員] 児童保護等対応専門員	(通常)	9:00～17:15
	(夜勤)	16:30～翌 10:00

【一時保護施設】

職種	勤務時間	
[常勤職員] 保育士、保育教諭 児童指導員	(通常)	8:45～17:15
	(早出)	6:45～15:15
	(遅出)	13:30～22:00
	(夜勤)	16:30～翌 10:00
[会計年度任用職員] 児童支援員	(通常)	8:45～17:00
	(早出)	6:45～15:00
	(遅出)	13:30～21:45
	(夜勤)	16:45～翌 9:45

④ 会計年度任用職員の職の設定

資格、免許を取得していることが要件の職で、児童相談所及び一時保護施設に勤務する会計年度任用職員について、職務の特殊性及び国で実施する処遇改善加算制度の趣旨に基づき、職務における等級号給及び報酬額を下記案のとおりとするもの。

【児童相談所】

職種	資格・免許	等級号給及び報酬額
児童保護等対応専門員	警察での勤務経験のある者	月額 223,000 円 (会計年度任用職員の給与に関する規則 別表 3 での規定)

【一時保護施設】

職種	資格・免許	等級号給及び報酬額
児童支援員	児童指導員又は保育士	6 等級 48 号給
看護師	看護師	6 等級 56 号給
学習指導員	小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有し、学校管理職の経験がある者	月額 188,000 円 (会計年度任用職員の給与に関する規則 別表 3 での規定)

⑤ 給与からの控除項目の追加

一時保護施設において実施する給食を職員が喫食した際の給食実費について、職員の給与から控除できるようにするもの。

(案)：一般職の職員の給与に関する条例第 18 条の 2 に規定する給与からの控除について、一時保護施設における職員給食の実費に対する負担金に相当する金額を新たに追加

【改定の実施時期】 令和 7 年 4 月 1 日

【スケジュール】 令和 6 年 12 月議会へ上程予定

3. 職員の自己啓発等休業制度の導入について

職員の人材育成に関する取組をさらに推進するため、公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員としての身分は保持したまま、職員に自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供することを目的として、自己啓発等休業制度を導入するもの。

対象職員	常勤職員(任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員を除く)
要件	公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すること(地方公務員法第 26 条の 5 に基づく)
対象教育施設	① 学校教育法第 83 条の規定する大学 ② 学校教育法第 104 条第 7 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設 ③ 上記に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設含む) ④ 公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める教育施設
内容	① 大学等における修学のための休業 2 年(特に必要な場合 3 年) ② 国際貢献活動のための休業 3 年
給与	給料月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当等の諸手当は支給なし。 期末手当及び勤務手当の在職期間の算定については、取得期間の全期間除算
復職後の給与取り扱い	復職時調整(復職日及び復職日以後の最初の昇給日の 2 回に分けて調整) 職務に特に有用であると認められる場合は 100/100 以下。それ以外 50/100 以下の換算率により換算した期間を調整期間として調整する。
退職手当	休業期間の全期間除算(大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合等は休業期間の 1/2 除算)
分限、懲戒、服務	自己啓発等休業中は職務専念義務を除き関係規定の適用がある。
共済制度	自己啓発等休業中も地方公務員等共済組合法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員である。
災害補償	自己啓発等休業中は、地方公務員災害補償法は適用されない。

【改定の実施時期】 令和 7 年 4 月 1 日

【スケジュール】 令和 6 年 12 月議会へ上程予定